



事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 14 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部局 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について
(改定)

標記については、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について」(令和2年3月25日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡)において、関係者への周知をお願いしたところですが、今般、別添のとおり改定されましたので、ご了知のほど、よろしくお願いいたします。